

**改訂最終案**

小規模（市町村）工事成績評定要領（案）  
【平成21年度版】

平成22年2月

中部地方整備局 企画部技術管理課

## 目 次

1 . はじめに	1
2 . 評定要領の適用	1
3 . 評定の方法	1
4 . 「考査項目別運用表（小規模工事）」利用時における留意点	2
5 . その他	7
6 . 各種様式	9
工事採点表	10
考査項目別運用表	12

## 1 . はじめに

小規模工事成績評定要領（案）【平成21年度版】（以下「本要領案」といいます）は、公共工事の品質確保の促進に関する法律により実施される工事検査時の評価の実施にあたり、主に市町村等が発注する公共土木工事における工事検査時の評価において参考としていただくための資料としてとりまとめたものです。

## 2 . 評定要領の適用

本要領案は、主に市町村等が発注する工事費が130万円以上500万円未満の工事（以下「小規模工事」といいます）に対して適用します。

工事費が500万円以上の工事は、国土交通省が定めている請負工事評定要領等（以下「請負工事評定要領等」といいます）を参考とすることを想定していますが、具体の適用範囲は各発注機関で運用することとします。

なお、本要領案は小規模工事での利用を義務付けるものではなく、各発注機関が別に定める評価要領等の使用を制限するものではありません。

また、請負工事評定要領等にもとづく考査項目別運用表の利用にあたっては、工事の規模や内容に伴う考査項目の過不足を適宜修正のうえ利用して下さい。

（注：請負工事評定要領等とは、請負工事評定要領（平成13年3月30日付国官技第92号）及び請負工事評定要領の運用（平成13年3月30日付国官技第93号）並びに運用の別添の地方整備局工事成績評定要領（工事成績採点表や考査項目別運用表などが含まれています）をいい、制定以降の改訂分も含みます。）

## 3 . 評定の方法

1 ) 工事成績評定の方法は、「請負工事評定要領の運用」別添の「地方整備局工事成績評定実施要領（以下「地方整備局工事成績評定実施要領」といいます）」を参考に実施してください。

評定の結果は、「地方整備局工事成績評定実施要領」別記様式第1「工事成績採点表」に準じた書式に記録してください。

なお、「地方整備局工事成績評定実施要領」別紙 - 1 以降に示されている「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表」については、本要領案で示す「考査項目別運用表（小規模工事）」（以下「運用表」といいます）を参考に評価してください。

2) 本要領案でいう役職や契約条項等は、各発注機関（自治体）で定める規定、規則等における役職、条項等に適宜読み替えてください。

3) 「工事成績採点表」利用時の留意点は以下のとおりです。

調書下段に記述されている注意事項等を理解のうえで記入してください。

「地方整備局工事成績評定実施要領」においては、技術検査官並びに総括技術評価官及び主任技術評価官が成績評定を行う者（以下「評定者」という。）と規定されていますが、それぞれに相当する職員等は下記のように想定しています。

主任技術評価官：現場監督者等、各発注機関における発注工事の施工のプロセスを把握できる職員等。評定者は1名とする。

総括技術評価官：課長・補佐クラス以上の役職等、各発注機関において、発注工事への総括的判断を担う職員等。評定者は1名とする。

技術検査官：評定者は1名とし、検査員等の職務に携わっている職員等。  
なお、上記はあくまでも目安であり、評定にあたっては各発注機関の実情（検査員の総数、技術吏員・技師等の職員数等）に応じて、評定者を選定・任命してください。

やむを得ない場合は、主任技術評価官と総括技術評価官の兼任も可能ですが、評定の目的から技術検査官は単独で選定・任命するようにして下さい。

運用表中の考査項目の細別欄に記載の a・b・c・d・e にかかる評価の妥当性は運用表の評価結果と整合するよう十分に確認して下さい。

主任技術評価官、総括技術評価官及び技術検査官の所見欄には、必ず所見を記入するようにして下さい。

#### 4. 「考査項目別運用表（小規模工事）」利用時における留意点

「運用表」の各考査項目ごとの各細別項目（各様式）のうち、緑色表記の項目については、小規模工事の場合評価に該当しない事が多いと考えられるものをオプションの評価項目として表しています。

黒色表記している標準的と考える評価項目も含め、すべての評価項目の適否は工事毎に判断していただくこととなりますが、たとえば様式どおり緑色表記項目は評価項目としない場合は項目を削除して評価することとなりますので、評価値（%）を求める際は項目数と評価数に注意が必要です。

例として、「 施工体制一般」で説明します。

黒色表記項目のみを評価対象項目とする。さらに「その他」も設定しないで評価する。

この場合、評価対象項目数は「5」。

4つの評価項目のうち、評価できる項目にレ点を付けたところ4個だった。

この場合、該当項目数は「4」。

評価値の計算を行い、評価する。

評価値(%) = 該当項目数 / 評価対象項目数なので、

評価値(%) = 4 / 5 = 80%となる。

したがって、評価値が80%以上90%未満となるので、評価は「b」。

このように、評価項目の増減により評価対象項目数(評価値算出にあたっての分母)が変化する点に留意してください。

以下に、成績評定者ごとの留意点を示します。

#### 1) 主任技術評価官

主任技術評価官が評価するのは、「別紙 - 1 (1. 施工体制、 施工体制一般、 配置技術者)」、「別紙 - 1 (1. 施工状況、 施工管理、 工程管理、 安全対策)」、「別紙 - 1 (1. 施工状況、 対外関係)」、「別紙 - 1 (3. 出来形及び出来ばえ、 出来形)」、「別紙 - 1 (3. 出来形及び出来ばえ、 品質)」、「別紙 - 1 (5. 創意工夫、 創意工夫)」となっています。

「1. 施工体制(別紙 - 1 )」及び「2. 施工状況(別紙 - 1 )」

緑色表記項目で「施工プロセスチェックリストのうち、 について・・・・」という項目がありますが、この「施工プロセスチェックリスト」とは、国土交通省直轄工事において工事施工監督段階に主任監督員が施工時における各種考査項目を確認するために利用しているものです。

各発注機関等におかれてもチェックリストを活用される場合は、評価対象項目として(黒色表記)扱って下さい。

「出来形、出来映え(別紙 - 1 )」

出来形及び品質の管理値は、国土交通省直轄工事において使用している「土木工事施工管理基準」に基づく管理項目と規格値等に対するバラツキで評価することとして定められているものです。

しかし、施工の善し悪しの判断方法として何らかの管理基準値若しくは目標値等に対するのできあがりのバラツキ評価ができればよいことから、基準値そのものは国土交通省直轄工事において使用している「土木工事施工管理基準」以外に、各発注機関で定めた基準や規格、他の公的基準、あるいは請負業者の提案に基づく目標値などを管理値として何らかまいません。

ただし、管理値がないものについては標準的評価とし「c」評価とすることとします。

なお、このバラツキ評価の考え方は以下のとおりです。

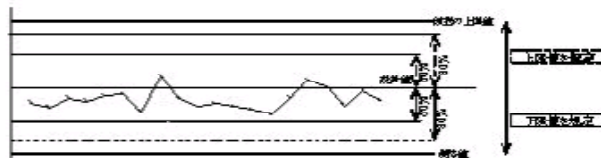
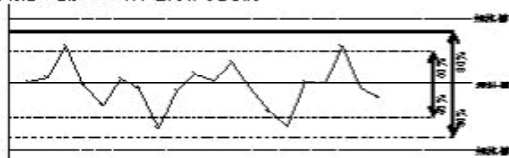
出来形及び品質のばらつき考え方

【管理図の場合】

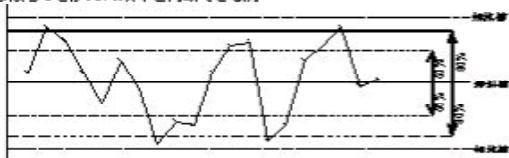
(上下限値がある場合)

(下限値のみの場合)

①ばらつきが0%以下と判断できる例

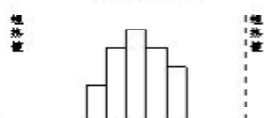


②ばらつきが0%以下と判断できる例



【度数表またはヒストグラムの場合】

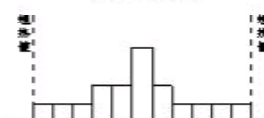
ばらつきが小さい



ばらついている



ばらつきが大きい



### ．出来形評価

このようなばらつき評価は、工事規模が大きく出来形の測定数が多い場合有効ですが、本要領案が想定している小規模工事においては、工事内容によっては出来形の測定箇所が数ヶ所となってしまうものが多いと想像できます。

したがって、工事内容により測定数が少ない場合は、ばらつきという意味を規格値・基準値・設計値と測定した出来形寸法との差の大小としてとらえて評価してよいものとします。

たとえば、構造物延長の設計長  $L = 4,000$  でその許容値が  $\pm 100$  の場合、

- ．上部で  $L=4,020$  (誤差は  $+20$ )、下部が  $L=3,950$  (誤差は  $-50$ ) だった。最大の誤差が許容値の  $1/2$  で施工できていることから「ばらつきが  $50\%$  以下」と同等と評価。

- ．上部が  $L=4,080$  (誤差は  $+80$ )、下部が  $L=3,950$  (誤差は  $-50$ ) だった。最大の誤差が許容値の  $80\%$  で施工できていることから「ばらつきが  $80\%$  以下」と同等と評価。

このように、測定値と許容値等との関係性をもってばらつき評価に代える事は否定しませんので、検査後にも発注者、請負者とも納得できる合理的な判断をするようにして下さい。

もちろん、ある程度の出来形測定結果が得られる場合には図に示すようなばらつき評価により判定して下さい。

### ．品質評価

品質に対してのばらつき評価の考え方は、上記「．出来形評価」と同様ですが、品質に関しては、工事施工量が小さいなど工事の内容から「評価すべき項目がない」ということも考えられます。

このような場合は、ばらつき評価によらず、工事の品質確保に必要な施工の的確性や施工の取り組み姿勢をもって評価することとします。(この考え方は、直轄工事における維持修繕工事の評価手法と同様です。)

「創意工夫(別紙 - 1 )」

請負者が自ら発案、創意工夫し、施工計画書に記載されるか、施工の事前に資料が提出されており、施工等にその効果が反映されていたならば評価するものです。

標準的に提示している項目(黒色、緑色)以外にも請負業者の積極的な発案や工事の施工や品質向上に有効と認められる事柄があれば適宜その他欄で追加し評価してください。

なお、創意工夫はチェック項目に応じて加点しますが、最大7点となるので、仮に10個の評価項目がチェックされても、10点ではなく7点の加点となることに留意してください。

## 2) 総括技術評価官

総括技術評価官が評価するのは、「別紙 - 2 (2. 施工状況、 工程管理、 安全対策)」、「別紙 - 2 (4. 工事特性、 施工条件等への対応)」、「別紙 - 2 (6. 社会性等、 地域への貢献等)」、「別紙 - 2 (8. 法令遵守等)」になります。

「施工状況(別紙 - 2 )」

各評価項目に対するチェック項目数で評価値をもとめる定量評価ではなく、定性評価となっているので、総括技術評価官が適切に判断するようにしてください。

「4. 工事特性(別紙 - 2 )」

工事の特殊性、現場の特殊性等について評価するもので、該当するものをチェックし加点しますが、最大20点の加点となるので注意して下さい。

また、主任技術評価官が評価する別紙 - 1 「創意工夫」との二重評価はしないように気をつけて下さい。

「6. 社会性等(別紙 - 2 )」

地域への貢献等について評価するもので、評価項目の該当があればチェックし加点してください。

なお、チェック項目数で評価値をもとめる定量評価ではなく、定性評価となりますので、現場での確認、工事写真、実施報告や関係書類などにより総合的に判断して評価するようにしてください。

「8. 法令遵守等(別紙 - 2 )」

発生した事実に応じて該当する箇所にチェックし減点します。

なお、評価対象はあくまでも当該工事の施工に関してであるので注意してください。

## 3) 技術検査官

技術検査官が評価するのは、「別紙 - 3 (2. 施工状況、 施工管理)」、「別紙

- 3 (3. 出来形及び出来ばえ、出来形)、「別紙 - 3 (3. 出来形及び出来ばえ、品質)」、「別紙 - 3 (3. 出来形及び出来ばえ、出来ばえ)」になります。

「2. 施工状況 (別紙 - 3)」

施工体制や施工管理について、評価できる項目についてチェックし、評価値を算出し評価します。

「3. 出来形及び出来ばえ、出来形 (別紙 - 3)」

出来形の評価として測定結果が規格値を満足すると共に、規格値に対するバラツキで評価する点は主任技術評価官の行う出来形・出来ばえ評価 (別紙 - 1、)と同様ですが、きめ細かに技術評価するため評価対象項目のチェック数と組み合わせで評価するようになっていきます。

具体的には、

バラツキが規格値の概ね50%以内の場合は、まず a か a の評価レベルにおかれ、評価項目のチェック数が4以上で a に、評価項目チェック数が3項目以上で a に評価。

と評価していくもので、評価項目のチェック数が4以上であっても、バラツキが80%以内の場合は b 評価となる仕組みとなっています。

なお、バラツキ評価の基準となる規格値に関しては主任技術評価官の行う出来形・出来ばえ評価 (別紙 - 1、)の留意事項と同様ですが、独自に規格値を設定する場合は、同一工事における規格値の設定は主任技術評価官と技術検査官で統一を図っておくことが必要ですので注意して下さい。

また、小規模工事においては出来形の評価は本様式 (別紙 - 3) で可能と考えていますが、機械設備工事もしくは電気通信設備工事を詳細に評価する必要がある場合は、地方整備局工事成績評定実施要領の考査項目別運用表を参考とし評価を実施してください。

「3. 出来形及び出来ばえ、品質 (別紙 - 3)」

前述の 出来形 (別紙 - 3) 同様、規格値に対するバラツキと評価対象項目のチェック数と組み合わせで評価するようになっていきます。

ただし、評価対象項目のチェック数そのもので評価するのではなく、評価対象項目数に対するチェック数の割合を評価値 (評価対象項目の履行状況が数値化されたもの) として求めたうえで評価する点が、前述の 出来形 (別紙 - 3) と異なっています。

この評価対象項目は工種を限定せず設定しているため、対象工事においてあきらかに評価対象とならない項目は削除したうえで評価値を算出するよう注意してください。(たとえば、土工中心の工事でコンクリート構造物の建造がない工事であれば、コンクリート配合試験や鉄筋の品質、鉄筋の組立加工、コンクリート養生などの評価項目は該当しないのでこれらを削除したうえで評価 (チェック) し、評価値を求める。)



なお、品質の規格値に対するバラツキ判断ができない場合は、評価値だけで評価することになりますので留意して下さい。

この評価判断基準のマトリックスは次のようになっています。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	80%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

また、小規模工事においては本様式により品質の評価はできるものと考えていますが、コンクリート構造物や舗装工事などで工種に応じた詳細な品質評価を行いたい場合は、地方整備局工事成績評定実施要領の考査項目別運用表を参考に評価を実施してください。

「3. 出来形及び出来ばえ. 出来ばえ(別紙-3)」

工事の出来ばえを評価するもので、該当する項目にチェックし該当項目数に応じて評価してください。

なお、項目に該当するか否かは定量的に判定するのではなく定性判断となりますので、他の考査項目の結果等を踏まえて適切に判定して下さい。

## 5. その他

工事評定に関して参考となる資料等は以下のとおりです。

本要領案と合わせて活用して下さい。

請負工事成績評定要領 (中部地方整備局ホームページで入手可能)

<http://www.cbr.mlit.go.jp/hinkaku/pdf/25.pdf>

地方整備局工事成績評定実施要領 (中部地方整備局ホームページで入手可能)

<http://www.cbr.mlit.go.jp/hinkaku/pdf/26.pdf>

請負工事成績評定要領の運用の一部改正について

(国土交通省ホームページで入手可能)

<http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou/pdf/210324hyoutei01.pdf>

別添（評定実施要領） ここに最新の工事成績採点表、考査項目運用表、「施工プロセス」チェックリスト等が掲載。

<http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou/pdf/210324hyoutei02.pdf>

平成20年度までの小規模工事評定要領等

（中部地方整備局ホームページで入手可能）

[http://www.cbr.mlit.go.jp/hinkaku/07\\_h18.htm](http://www.cbr.mlit.go.jp/hinkaku/07_h18.htm)

地方整備局工事技術検査要領（国土交通省ホームページで入手可能）

<http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou/pdf/180331-1.pdf>

地方整備局工事技術検査基準（国土交通省ホームページで入手可能）

<http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou/pdf/180331-2.pdf>

## 6 . 各種樣式

# 工 事 成 績 採 点 表 ( 完 成、一 部 完 成 )

**改訂最終案**

平成 年 月 日 作成  
事務所

工 事 名		契約金額 (最終)																																
請 負 者 名		工 期 平成 年 月 日から平成 年 月 日												完 成 年 月 日		平成 年 月 日																		
		主任技術評価官					総括技術評価官					技術検査官(既済・中間)					技術検査官(既済・中間)					技 術 検 査 官 ( 完 成 )												
		氏名					氏名					氏名					氏名					氏名												
考査項目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																												
	. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																												
2. 施工状況	. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15
	. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15																					
	. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15																					
	. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																												
3. 出来形 及び 出来ばえ	. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20
	. 品 質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
	. 出来ばえ													+5.0		+2.5		0	-5.0		+5.0		+2.5		0	-5.0		+5.0		+2.5		0	-5.0	
4. 工事特性	. 施工条件等への対応 2																																	
5. 創意工夫	. 創意工夫 3	+7.0	~	0			+20.0	~	0																									
6. 社会性等	. 地域への貢献等						+10	+7.5	+5.0	+2.5	0																							
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		± 点					± 点					± 点					± 点					± 点												
評定点 (6.5点 ± 加減点合計) 1		点					点					点					点					点												
評定点計		既済部分 (中間) 検査があった場合 : ( 点 × 0.4 + 点 × 0.2 + 点 × 0.2 + 点 × 0.2 ) = 点 但し、 (既済、中間) が 2 回以上の場合 は 平均値 既済部分 (中間) 検査がなかった場合 : ( 点 × 0.4 + 点 × 0.2 + 点 × 0.4 ) = 点																																
7. 法令遵守等	7	点																																
評定点合計		8 点																																
評定合計 ( 点 ) - 法令遵守等 ( 点 ) = 評定合計 ( 点 )																																		
8. 総合評価 技術提案	技術提案履行確認 9						履行 不履行 対象外																											
所 見 5		(主任技術評価官)					(総括技術評価官)					(技術検査官)																						

- 6.5点 + 1. ~ 3. の評定 (加減点合計) + 4. ~ 6. の評定 (加減点合計) = 評定点  
各評定点 ( ~ ) は小数第 1 位まで記入する。
- 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件 ( 構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等 ) に対して適切に対応したことを評価する項目である。  
評価に際しては、主任技術評価官からの報告を受けて総括技術評価官が評価するものとする。
- 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。
4. , 5. , 6. は加減点評価のみとする。また、法令遵守は、減点評価のみとする。
- 所見は必ず記載する。
- 各考査項目ごとの採点は、考査項目別運用表によるものとし、完成技術検査の評価に先立ち、主任、総括技術評価官が行う。
- 法令遵守等の評価は、総括技術評価官が行う。
- 評定合計は、四捨五入により整数とする。
- 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

## 細目別評定点採点表

工事名:

考查項目	細 別	主任技術評価官	総括技術評価官	技術検査官(既済・中間)	技術検査官(既済・中間)	技術検査官(完成)	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	・ 施工体制一般	(1.0) × 0.4 + 2.9 = 3.3点					3.3点 3.3点	3.3%
	・ 配置技術者	(3.0) × 0.4 + 2.9 = 4.1点					4.1点 4.1点	4.1%
2. 施工状況	・ 施工管理	(4.0) × 0.4 + 2.9 = 4.5点		(5.0) × 0.4 + 6.5 = 8.5点	(5.0) × 0.4 + 6.5 = 8.5点	(5.0) × 0.4 + 6.5 = 8.5点	13.0点 13.0点	13.0%
	・ 工程管理	(4.0) × 0.4 + 2.9 = 4.5点	(2.0) × 0.2 + 3.2 = 3.6点				8.1点 8.1点	8.1%
	・ 安全対策	(5.0) × 0.4 + 2.9 = 4.9点	(3.0) × 0.2 + 3.3 = 3.9点				8.8点 8.8点	8.8%
	・ 対外関係	(2.0) × 0.4 + 2.9 = 3.7点					3.7点 3.7点	3.7%
3. 出来形及び 出来ばえ	・ 出来形	(4.0) × 0.4 + 2.8 = 4.4点		(10.0) × 0.4 + 6.5 = 10.5点	(10.0) × 0.4 + 6.5 = 10.5点	(10.0) × 0.4 + 6.5 = 10.5点	14.9点 14.9点	14.9%
	・ 品質	(5.0) × 0.4 + 2.9 = 4.9点		(15.0) × 0.4 + 6.5 = 12.5点	(15.0) × 0.4 + 6.5 = 12.5点	(15.0) × 0.4 + 6.5 = 12.5点	17.4点 17.4点	17.4%
	・ 出来ばえ			(5.0) × 0.4 + 6.5 = 8.5点	(5.0) × 0.4 + 6.5 = 8.5点	(5.0) × 0.4 + 6.5 = 8.5点	8.5点 8.5点	8.5%
4. 工事特性	・ 施工条件等への 対応		(20.0) × 0.2 + 3.3 = 7.3点				7.3点 7.3点	7.3%
5. 創意工夫	・ 創意工夫	(7.0) × 0.4 + 2.9 = 5.7点					5.7点 5.7点	5.7%
6. 社会性等	・ 地域への貢献等		(10.0) × 0.2 + 3.2 = 5.2点				5.2点 5.2点	5.2%
7. 法令遵守等			(0.0) × 1.0 = 0.0点					0.0%
評定合計							100.0 100.0	
8. 総合評価 技術提案			履行 不履行 対象外					

既済部分(中間)検査があった場合 ( + + × 0.5 + × 0.5 ) = 細目別評価点(既済、中間が2回以上の場合はを平均する)  
 既済部分(中間)検査がなかった場合 ( + + ) = 細目別評価点  
 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。  
 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

考査項目別運用表(小規模工事)

改訂最終案

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	.施工体制一般	適切である	ほぼ適切である	他の事項に該当しない	やや不備である	不適切である
		<p>「評価対象項目」</p> <p>施工計画書を、工事着手前に提出している。                      作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。                      施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。                      緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。                      現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。                      「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。                      品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能し元請が下請の作業成果を検査している。                      工場製作期間における技術者を適切に配置している。                      機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制(規格値の設定や確認方法等)を整えている。                      その他</p> <p>判断基準                      評価値が90%以上・・・a                      評価値が80%以上90%未満・・・b                      評価値が80%未満・・・c</p>			<p>当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。                      また、必要があれば緑色表記の項目を追加する。                      項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                      評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )                      なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>	
	.配置技術者 (現場代理人等)	適切である	ほぼ適切である	他の事項に該当しない	やや不備である	不適切である
		<p>「評価対象項目」</p> <p>現場代理人が、工事全体を把握している。                      設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。                      監督職員への報告を適時及び的確に行っている。                      書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。                      契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。                      施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。                      下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。                      「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。                      作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。                      監理(主任)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。                      その他</p> <p>判断基準                      評価値が90%以上・・・a                      評価値が80%以上90%未満・・・b                      評価値が80%未満・・・c</p>			<p>当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。                      また、必要があれば緑色表記の項目を追加する。                      項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                      評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )                      なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>	

考査項目別運用表(小規模工事)

改訂最終案

考査項目	細 別	a	b	c	d	e		
2. 施工状況	.施工管理	適切である	ほぼ適切である	他の事項に該当しない	やや不備である	不適切である		
		<p>「評価対象項目」                      施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したもとなっている。                      現場条件の変化に対して、適切に対応している。                      工事材料の品質に影響が無いよう保管している。                      現場内の整理整頓を日常的に行っている。                      指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。                      工事打合せ簿を、不足無く整理している。                      工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。                      「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。                      日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。                      日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。                      建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。                      その他</p>			<p>当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。                      また、必要があれば緑色表記の項目を追加する。                      項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                      評価値( %) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )                      なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>		<p>施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>	<p>施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
	.工程管理	a	b	c	d	e		
		適切である	ほぼ適切である	他の事項に該当しない	やや不備である	不適切である		
		<p>「評価対象項目」                      工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。                      現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。                      時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。                      工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。                      適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。                      休日の確保を行っている。                      計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。                      「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。                      実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。                      その他</p>			<p>当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。                      また、必要があれば緑色表記の項目を追加する。                      項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                      評価値( %) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )                      なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>		<p>工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>	<p>工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
	.安全対策	a	b	c	d	e		
		適切である	ほぼ適切である	他の事項に該当しない	やや不備である	不適切である		
		<p>「評価対象項目」                      工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。                      過積載防止に取り組んでいる。                      仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。                      保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。                      地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。                      「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。                      災害防止協議会等を1回/月以上行っている。                      安全教育及び安全訓練等を半日/月以上実施している。                      新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。                      その他</p>			<p>当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。                      また、必要があれば緑色表記の項目を追加する。                      項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                      評価値( %) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )                      なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>		<p>安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>	<p>安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>

考查項目別運用表(小規模工事)

改訂最終案

考查項目	細 別	a	b	c	d	e	
	対外関係	適切である	ほぼ適切である	他の事項に該当しない	やや不備である	不適切である	
		<p>「評価対象項目」                      関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。                      地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。                      第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。                      関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。                      工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。                      「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。                      その他</p>			<p>対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>		<p>対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
		<p>判断基準                      評価値が90%以上・・・a                      評価値が80%以上90%未満・・・b                      評価値が80%未満・・・c</p>			<p>当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。                      また、必要があれば緑色表記の項目を追加する。                      項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                      評価値( %) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )                      なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>		



考査項目別運用表(小規模工事)

改訂最終案

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	.出来形	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	出来形の測定結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
		<p>出来形の測定は、工事全般を通じて評価するものとする。                  出来形とは、設計図書に示された工事的物の形状及び寸法をいう。                  出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、別に定める出来形管理項目や管理基準等に基づき評価を行うものとする。                  出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする                  工事内容等によりばらつきで評価できない場合は、規格値・基準値・設計値と測定した出来形寸法との差の大小など、測定値と許容値等との関係性をもってばらつき評価に代えてもよい。</p>				

考査項目別運用表(小規模工事)

改訂最終案

考査項目	細 別	a	b	c	d	e					
3. 出来形及び出来ばえ	.品質	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。					
		<p>品質の評価は、工事全般を通じて評価するものとする。                  品質とは、設計図書に示された工事的物の規格である。                  品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、別に定める品質管理項目や管理基準等に基づき評価を行うものとする。                  品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。                  ばらつき評価が適当でない場合は、下記評価項目により評価する。</p>									
		<p><b>ばらつき評価が適当ではない場合</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>a</th> <th>b</th> <th>c</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適切である</td> <td>ほぼ適切である</td> <td>他の評価に該当しない</td> </tr> </tbody> </table>			a	b	c	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	
a	b	c									
適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない									
<p>常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。                  緊急的な作業に対して迅速に対応している。                  監督職員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案するなど積極的に取組んでいる。                  施工条件、気象条件を考慮して施工している。                  材料の品質・形状が証明書等で確認できる。                  施工箇所以外の部分に損傷を与えないよう工夫している。                  施工時期や施工場所について地域や環境への配慮を行った。                  その他</p> <p>判断基準                  該当6項目以上・・・a                  該当4項目・・・b                  該当3項目・・・c</p>											

考査項目別運用表(小規模工事)

改訂最終案

考査項目	細 別	工 夫 事 項	
5. 創意工夫	.創意工夫	<p>【施工】                      施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。                      コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。                      土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。                      部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。                      設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。                      給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。                      照明などの視界の確保に関する工夫。                      仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。                      運搬車両、施工機械等に関する工夫。                      支保工、型枠工、足場工、仮橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。                      盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。                      施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。                      出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。                      施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。                      特殊な工法や材料を用いた工事。                      優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。                      ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事。 本項目は2点の加点とする。                      【新技術活用】                      NETIS登録技術のうち試行技術を活用し、活用効果調査表を提出している。 本項目は2点の加点とする。                      NETIS登録技術のうち活用した試行技術が「少実績優良技術」である場合又は発注者による活用効果調査結果の総合評価点が120点以上であった場合。 本項目は2点の加点とする。                      NETIS評価情報技術のうち「少実績優良技術」を除く「有用とされる技術」を活用し、活用効果調査表を提出している。 本項目は4点の加点とする。                      NETIS登録技術のうち試行技術及び「有用とされる技術」以外の新技術を活用した結果、発注者による活用効果調査結果の総合評価点が120点以上の場合。 本項目は4点の加点とする。                      新技術の活用に関する上記4項目での加点は最大4点とする。                      【品質】                      土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。                      コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。                      鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。                      配筋、溶接作業等に関する工夫。                      【安全衛生】                      建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 本項目は2点の加点とする。                      安全を確保するための仮設備等に関する工夫。(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)                      安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。                      現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。                      有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。                      一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。                      厳しい作業環境の改善に関する工夫。                      環境保全に関する工夫。</p>	<p>【その他】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「評価対象項目」のうち、該当があれば緑色表記の項目を追加する。</p> </div>
	<p>記述評価                      【 マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】</p>	<p>評点_____点</p>	<p>創意工夫の詳細評価</p>

1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。なお、該当があれば緑色表記の項目を追加する。  
 2. 評価は各項目において1つし点が付されれば1、2、4点で評価し、最大7点の加点評価とする。  
 3. 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。  
 4. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。なお、総括技術評価官が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

考査項目別運用表(小規模工事)

改訂最終案

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	工程管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
	<p>評価対象項目 隣接する他の工事などの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 その他</p> <p>判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。 なお、該当があれば緑色表記の項目を追加する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: auto; margin-right: auto;">「評価対象項目」のうち、該当があれば緑色表記の項目を追加する。</div>					
	安全対策	a	b	c	d	e
	<p>優れている</p> <p>やや優れている</p> <p>他の評価に該当しない</p> <p>やや劣っている</p> <p>劣っている</p> <p>評価対象項目 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 その他</p> <p>判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。 なお、該当があれば緑色表記の項目を追加する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: auto; margin-right: auto;">「評価対象項目」のうち、該当があれば緑色表記の項目を追加する。</div>					

考査項目別運用表(小規模工事)

改訂最終案

考査項目	細 別		
4. 工事特性	施工条件等への対応	<p>構造物の特殊性への対応</p> <p>1.対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事</p> <p>2.対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事</p> <p>3.その他 上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。</p> <p>都市部等の作業環境、社会条件等への対応</p> <p>4.地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事</p> <p>5.周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事</p> <p>6.周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事</p> <p>7.現道上での交通規制に大きく影響する工事</p> <p>8.緊急時に対応が特に必要な工事</p> <p>9.施工箇所が広範囲にわたる工事</p> <p>10.その他 上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。</p> <p>厳しい自然・地盤条件への対応</p> <p>11.特殊な地盤条件への対応が必要な工事</p> <p>12.雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事</p>	<p>(1.について)</p> <p>切土の土工量：20万m<sup>3</sup>以上、盛土の土工量：15万m<sup>3</sup>以上、護岸・築堤の平均高さ：10m以上、トンネル(シールド)の直径：8m以上、ダム用水門の設計水深：2.5m以上、樋門又は樋管の内空断面積：15m<sup>2</sup>以上、揚排水機場の吐出管径：2,000mm以上、堰又は水門の最大径間長：2.5m以上、堰又は水門の径間数：3径間以上、堰又は水門の扉体面積：50m<sup>2</sup>/門以上、トンネル(開削工法)の開削深さ：20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積：100m<sup>2</sup>以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積：300m<sup>2</sup>以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深：10m以上、地滑り防止工：幅100m以上かつ法長150m以上、浚渫工の浚渫土量：100万m<sup>3</sup>以上、流路工の計画高水流量：500m<sup>3</sup>/s以上、砂防ダムの堤高：15m以上、ダムの堤高：150m以上、転流トンネルの流下能力：400m<sup>3</sup>/s以上、橋梁下部工の高さ：30m以上、橋梁上部工の最大支間長：100m以上</p> <p>(2.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。</li> <li>・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。</li> <li>・供用中の道路トンネルの拡幅工事。</li> </ul> <p>(3.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事。</li> <li>・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。</li> <li>・地山強度が低い又は土被りが薄いため、F E M解析などによる検討が必要な工事。</li> </ul> <p>(4.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。</li> <li>・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。</li> <li>・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。</li> </ul> <p>(5.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。</li> <li>・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。</li> <li>・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。</li> </ul> <p>(6.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地での夜間工事。</li> <li>・D I D地区での工事。</li> </ul> <p>(7.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。</li> <li>・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。</li> <li>・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。</li> </ul> <p>(8.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。</li> </ul> <p>(9.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業現場が広範囲に分布している工事。</li> </ul> <p>(10.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施工ヤードの広さや高さ制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。</li> <li>・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。</li> </ul> <p>(11.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。</li> <li>・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。</li> <li>・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。</li> </ul> <p>(12.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。</li> <li>・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。</li> </ul>

考查項目別運用表(小規模工事)

改訂最終案

考查項目	細別		
4. 工事特性	施工条件等への 対応           評価	13.急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事  14.動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事  15.その他 上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。 長期工事における安全確保への対応  16.12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は 除く) 但し、文書注意に至らない事故は除く。  17.その他( )  上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。   評点 ____点	(13.について) ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事(法 面工は除く)。  (14.について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事  (15.について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事

1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。  
 2. 主任技術評価官が評価する「5. 創意工夫」との二重評価は行わない。  
 3. なお、該当があれば緑色表記の項目を追加する。

考査項目別運用表(小規模工事)

改訂最終案

考査項目	細別	a	a	b	b	c
6. 社会性等	. 地域への貢献等	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない
<p>評価対象項目</p> <p>周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。                      定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。                      道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。                      地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。                      災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。                      現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。                      その他</p> <p>判断基準</p> <p>上記該当項目を総合的に判断して、a、a、b、b、c評価を行う。                      なお、該当があれば緑色表記の項目を追加する。</p>						

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表																					
8. 法令遵守等	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="295 209 1187 248">措置内容</th> <th data-bbox="1187 209 2094 248">措置点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="295 248 1187 288"><input type="checkbox"/> 1. 指名停止3ヶ月以上</td> <td data-bbox="1187 248 2094 288">- 20点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="295 288 1187 328"><input type="checkbox"/> 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td data-bbox="1187 288 2094 328">- 15点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="295 328 1187 368"><input type="checkbox"/> 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td data-bbox="1187 328 2094 368">- 13点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="295 368 1187 408"><input type="checkbox"/> 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満</td> <td data-bbox="1187 368 2094 408">- 10点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="295 408 1187 448"><input type="checkbox"/> 5. 文書注意相当</td> <td data-bbox="1187 408 2094 448">- 8点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="295 448 1187 488"><input type="checkbox"/> 6. 口頭注意相当</td> <td data-bbox="1187 448 2094 488">- 5点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="295 488 1187 528"><input type="checkbox"/> 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合</td> <td data-bbox="1187 488 2094 528">- 3点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="295 528 1187 568"><input type="checkbox"/> 8. その他</td> <td data-bbox="1187 528 2094 568"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="295 568 1187 608"><input type="checkbox"/> 9. 項目該当なし</td> <td data-bbox="1187 568 2094 608"></td> </tr> </tbody> </table>	措置内容	措置点数	<input type="checkbox"/> 1. 指名停止3ヶ月以上	- 20点	<input type="checkbox"/> 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15点	<input type="checkbox"/> 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13点	<input type="checkbox"/> 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	- 10点	<input type="checkbox"/> 5. 文書注意相当	- 8点	<input type="checkbox"/> 6. 口頭注意相当	- 5点	<input type="checkbox"/> 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	- 3点	<input type="checkbox"/> 8. その他		<input type="checkbox"/> 9. 項目該当なし		<p>本考査項目(7法令遵守等)で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。</p> <p>「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。</p> <p>「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。</p> <p>総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8.その他の項目で減ずる措置を行う。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。</li> <li>承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。</li> <li>使用人に関する労働条件に問題があり送検された。</li> <li>産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。</li> <li>当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。</li> <li>一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。</li> <li>入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。</li> <li>労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</li> <li>監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。</li> <li>下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。</li> <li>過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。</li> <li>受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。</li> <li>下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</li> <li>安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。</li> </ol>
措置内容	措置点数																					
<input type="checkbox"/> 1. 指名停止3ヶ月以上	- 20点																					
<input type="checkbox"/> 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15点																					
<input type="checkbox"/> 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13点																					
<input type="checkbox"/> 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	- 10点																					
<input type="checkbox"/> 5. 文書注意相当	- 8点																					
<input type="checkbox"/> 6. 口頭注意相当	- 5点																					
<input type="checkbox"/> 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	- 3点																					
<input type="checkbox"/> 8. その他																						
<input type="checkbox"/> 9. 項目該当なし																						

考査項目別運用表(小規模工事)

改訂最終案

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	. 施工管理	<p>優れている</p>	<p>やや優れている</p>	<p>他の評価に該当しない</p>	<p>やや劣っている</p> <p>施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>	<p>劣っている</p> <p>施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
		<p>「評価対象項目」</p> <p>施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。</p> <p>工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。</p> <p>現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。</p> <p>工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。</p> <p>立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。</p> <p>建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。</p> <p>工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。</p> <p>契約書第18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。</p> <p>施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。</p> <p>下請に対する引き取り(完成)検査を書面で実施していることが確認できる。</p> <p>品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。</p> <p>社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。</p> <p>その他</p>				
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>また、必要があれば緑色表記の項目を追加する。</p> <p>項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )</p> <p>なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p> <p>判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・・・・・・・・a</p> <p>評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・b</p> <p>評価値が80%未満・・・・・・・・・・c</p> </div>				



考査項目別運用表(小規模工事)

改訂最終案

考査項目	細 別	a	a	b	b	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	出来形	<p>出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の4項目以上が該当する。</p>	<p>出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の3項目以上が該当する。</p>	<p>出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の3項目以上が該当する。</p>	<p>出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の2項目以上が該当する。</p>	<p>出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a～bに該当しない。</p>	<p>出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</p>	<p>出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</p>	
		<p>「評価対象項目」                      出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。                      不可視部分の出来形が写真で確認できる。                      写真管理基準の管理項目を満足している。                      不可視部分の出来形値が、写真と測定結果一覧表で一致していることが確認できる。                      出来形確認が、適切な時期に、適切な方法で行われていることが確認できる。                      出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。                      社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。                      その他                      理由：  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                         出来形は、工事全般を通じて評価するものとする。                          出来形とは、設計図書に示された工事的物の形状及び寸法をいう。                          出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。                          出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。                          工事内容等によりばらつきで評価できない場合は、規格値・基準値・設計値と測定した出来形寸法との差の大小など、測定値と許容値等との関係性をもってばらつき評価に代えてもよい。                     </div> </p>							

考查項目別運用表(小規模工事)

改訂最終案

考查項目	細別	a	a	b	b	c	d	e																											
3. 出来形及び出来ばえ	品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> (関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験)ばらつき判断は別紙参照					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																											
		「評価対象項目」 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 材料の品質照合の書類(現物照合)を整理し品質の確認ができる。 現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 施工箇所以外の部分に損傷を与えないよう工夫していることが確認できる。 施工条件や気象条件を考慮して施工したことが確認できる。 緊急的な作業に対応できる体制を整えていたことが確認できる。 施工時期や施工場所について地域や環境への配慮をしたことが確認できる。 コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。 施工面を平滑に仕上げていることが確認できる。 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 床掘箇所での湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 CBR試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。 掘削箇所において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。 コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。 鋼材の品質が、証明書類で確認できる。 二次製品の品質照合の書類(現物照合)が整理されており、設計図書で指定する品質を満足していることが確認できる。 対象物に有害なクラック、損傷が無い。 水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。 その他( )																																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>					ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c		
	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																															
	50%以下	80%以下	80%を超える																																
90%以上	a	a'	b	b																															
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																															
60%以上75%未満	b	b'	c	c																															
60%未満	b'	c	c	c																															
		注 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。																																	
		<table border="1"> <tr> <td colspan="8">                             「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。                              評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値(評価値)で評価する。                              評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )                              なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。                         </td> </tr> </table>							「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値(評価値)で評価する。 評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( ) なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																										
「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値(評価値)で評価する。 評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( ) なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																			

考査項目別運用表(小規模工事)

改訂最終案

考査項目	細 別	a	b	c	d
3. 出来形及び 出来ばえ	.出来ばえ	優れている。	やや優れている。	他の評価に該当しない。	劣っている。
	<p>評価対象項目                      関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。                      仕上げがよい                      施工管理記録等から不可視部分の出来映えの良さが伺える。                      施工対象物の通りが良い。                      細部まできめ細かな施工がされている。                      全体的な美観がよい。                      クラック、隙間、がたつき等がない。                      総合的な機能がよい。</p> <p style="text-align: center;">判断基準                      該当 5 項目以上 . . . . . a                      該当 4 項目 . . . . . b                      該当 3 項目 . . . . . c                      該当 2 項目以下 . . . . . d</p>				